

公益社団法人福岡県看護協定会款細則

目次

| | |
|------|------------|
| 第1章 | 総則 |
| 第2章 | 会員 |
| 第3章 | 選挙 |
| 第4章 | 地区及び地区支部 |
| 第5章 | 総会 |
| 第6章 | 理事会 |
| 第7章 | 地区支部長会 |
| 第8章 | 推薦委員会 |
| 第9章 | 執行機関 |
| 第10章 | 日看協代議員等の選出 |
| 第11章 | 本会代議員の選出 |
| 第12章 | 日看協との関係 |
| 第13章 | 定款細則の変更 |
| 附則 | |

第1章 総則

(目的)

第1条 この定款細則は、公益社団法人福岡県看護協会（以下、「本会」という。）の運営に必要な事項を定める。

第2章 会員

(入会の手続き及び登録)

第2条 正会員になろうとする者は、所定の書面又は電磁的方法により入会を申し込み、所定の方法で会費を納入しなければならない。

- 2 前項の場合において、本会は、入会申込み及び第6条に定める会費を受領したときは、受領日の翌日から起算して概ね1週間以内に正会員名簿に登録する。
- 3 本会は、公益社団法人日本看護協会（以下、「日看協」という。）と連携し、登録した正会員に対し会員証を交付しなければならない。
- 4 正会員は同時に日看協の会員となる。
- 5 日看協総会において名誉会員と決定された本会正会員は、直後の本会の総会（以下、「本会総会」又は単に「総会」という。）への報告をもって本会名誉会員とする。

(退会の手続き及び抹消)

第3条 正会員が退会しようとするときは、会員証を添え、所定の退会の手続きをするものとする。

- 2 前項の場合、正会員は、前項の手続きをした日をもって、正会員の身分を喪失する。
- 3 正会員が退会したときは、正会員名簿の登録を抹消する。

(手続きの委託)

第4条 本会は、入退会手続き及び会費の受領等会員管理業務の一部を日看協に委託するものとする。

(会員情報の変更等)

第5条 会員が、氏名、住所又は勤務地等の登録情報に変更がある場合は、所定の方法で届け出なければならない。

(会費)

第6条 会費は、1か年5,000円とし、所定の方法で納入しなければならない。

(本会の会費のほか、日看協の会費5,000円の納入が必要。)

- 2 会費は、指定の期日までに、翌年度分を本会に前納しなければならない。ただし、新入会者については、この限りでない。
- 3 必要あるときは、前項の規定にかかわらず、総会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる。

第3章 選挙

(役員)

- 第7条 定款第20条第1項に基づき、役員は理事16名以上21名以内、監事3名とする。
- 2 職能理事は、保健師1名、助産師1名、看護師2名、地区理事は、福岡地区4名、北九州地区3名、筑豊地区1名、筑後地区2名、准看護師理事は1名とする。
 - 3 定款第20条第2項に定める会長、専務理事、常任理事は常勤とする。

(役員等の選出)

- 第8条 役員及び推薦委員は、総会において、正会員の中から、出席代議員（この「代議員」は本会の代議員を指すものとし、以下、本会の代議員を「本会代議員」又は単に「代議員」という。）が選挙する。
- 2 総会は、定款第21条第2項に基づき、会長候補者、副会長候補者、専務理事候補者及び常任理事候補者を選出することができる。
 - 3 会長候補者、副会長候補者1名、理事7名（保健師職能理事、地区理事5名及び准看護師理事）、常任理事候補者1名、監事2名は、奇数年次（西暦）に開催される通常総会において改選する。
 - 4 副会長候補者1名、理事8名（助産師職能理事、看護師職能理事2名、地区理事5名）、専務理事候補者、常任理事候補者1名、監事1名は、偶数年次（西暦）に開催される通常総会において改選する。

(選挙管理委員会)

第9条 地区支部長は、各地区支部の正会員の中から

1名ずつ選挙管理委員を指名し、これを会長に届け出る。会長は届け出のあった選挙管理委員について、議長に報告する。

- 2 議長は、投票前に出席代議員にこれを報告する。
- 3 本会役員、推薦委員及びそれらの候補者は、選挙管理委員を兼ねることができない。
- 4 本会代議員、日看協代議員及び予備代議員（以下、日看協代議員及び予備代議員を併せて「日看協代議員等」という。）並びにその候補者は、選挙管理委員を兼ねることができない。

（役員及び推薦委員の候補者）

- 第10条 推薦委員会は、正会員の中から同一職について改選定数以上の候補者を推薦しなければならない。
- 2 専務理事候補者及び常任理事候補者は、理事会が推薦する。
 - 3 役員（定款第20条第4項に定める監事を除く）及び推薦委員に立候補しようとする者は、正会員5名以上の推薦を受けて、選挙管理委員会に総会の60日前までに届け出なければならない。
 - 4 選挙管理委員会は、役員及び推薦委員の候補者推薦名簿と立候補者名を、総会の30日前までに会員に発表しなければならない。

（選挙規程）

- 第11条 第8条第1項の選挙に関する規程は、別にこれを定める。

第4章 地区及び地区支部

（分割）

- 第12条 本会に4地区、14地区支部を置く。地区支部は別表1のとおりとする。

（地区長及び地区支部長）

- 第13条 各地区に地区長1人、副地区長1人、各地区支部に地区支部長1人を置く。
- 2 地区長及び副地区長は、地区支部長の中から互選により選出するのを原則とし、地区支部長は、各地区支部の会員（ただし、定款第5条第1項第1号ただし書の県外会員を除く）の互選により選出する。
 - 3 前項にかかわらず、筑豊地区においては、地区副支部長が副地区長を担う。
 - 4 地区長及び地区支部長は当該地区又は地区支部を代表し、本会の目的達成のための活動及び事業の推進にあたる。
 - 5 副地区長は、地区長を補佐し、地区長に事故があるとき又は地区長が欠けたときは、その職務を代行する。

（地区長、副地区長及び地区支部長の任期）

- 第14条 地区長、副地区長及び地区支部長の任期は2年とし、再任することができる。ただし、引き続き就任する場合は、3期6年を上限とする。

（事業）

- 第15条 地区及び地区支部は、本会の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 地区会員等の資質の向上及び福祉に関する事項
 - (2) 看護の普及及び向上に関する事項
 - (3) 住民の保健衛生の普及及び福祉に関する事項
 - (4) その他必要と認める事項
- 2 地区支部の運営に関することは、別に定める。

（地区支部役員の構成及び職務）

- 第16条 地区支部に、次の役員を置く。
- (1) 地区支部長 1人
 - (2) 地区副支部長 1人
 - (3) 書記 1人
 - (4) 会計 1人
- 2 地区副支部長、書記及び会計は、地区支部長が委嘱する。
- 3 地区支部長は、必要に応じて地区支部役員及び地区支部会員を招集することができる。
- 4 地区副支部長は、地区支部長を補佐し、地区支部長に事故があるとき又は地区支部長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 書記は、地区支部長の命を受け、事務を処理する。
- 6 会計は、地区支部長の命を受け、会計事務を処理する。

第5章 総会

（議長団）

- 第17条 議長団は、互選により議長を定め、議長交替はあらかじめ議長団の協議によりこれを定める。

（議題提案権）

- 第17条の2 総代議員の議決権の30分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、一定の事項を総会の目的とすることを請求することができる。
- 2 前項の請求は、総会の日6週間前までに行わねばならない。

（運営）

- 第18条 総会に関する規程は、別にこれを定める。

第6章 理事会

（常務理事会）

- 第19条 会長は、必要があると認めるときは、常務理

事会を開催することができる。

2 常務理事会は、次の役員によって構成する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 専務理事
- (4) 常任理事
- (5) 職能理事

3 常務理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 理事会が委任した事項
- (3) その他、理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項

4 常務理事会は、会長が招集する。

5 常務理事会の議長は、会長がこれに当たる。

6 常務理事会の議事録については、定款第38条の規定を準用する。

7 前項にかかわらず、議事録の署名又は記名押印は、会長のほか、常務理事会の出席役員2名によるものとする。

8 常務理事会の議決事項は、理事会に報告する。

第7章 地区支部長会

(運営)

第20条 地区支部長会は、会長が招集し、毎年2回以上開催する。

2 地区支部長会の議長は、会長がこれに当たる。

3 地区支部長会は、次の事項を協議する。

- (1) 地区支部の事業計画に関する事項
- (2) その他会長が付議した事項

第8章 推薦委員会

(推薦委員会の設置)

第21条 本会に推薦委員会を置く。

2 推薦委員会は、役員、推薦委員及び本会から選出される日看協代議員等の改選に際し、その候補者の推薦に関する事項をつかさどる。

3 推薦委員は11名をもって構成する。

4 推薦委員は、総会において、正会員から出席代議員が選任する。

5 推薦委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、6期6年を上限として再任を妨げない。

6 推薦委員のうち1名を委員長、1名以上を副委員長とし、推薦委員の互選によって、これを選任する。

7 候補者を推薦しようとするときは、あらかじめ本人の承諾を得て推薦しなければならない。

8 通常総会のために候補者を推薦しようとするときは、少なくとも当該総会の60日前までに候補者名簿を選挙管理委員会に送付しなければならない。

第9章 執行機関

(諸規程)

第22条 執行機関に関する給与規程等諸規程は、別にこれを定める。

第10章 日看協代議員等の選出

(日看協代議員等の選出)

第23条 日看協代議員等は、日看協の定款・細則により選出するものとし、前年度の本会通常総会の時期に選出するものとする。

2 会長は、前項の日看協代議員等の選出が行われたときは、その者の氏名、勤務先、職種を前年度の7月末日までに日看協の会長に報告する。

3 第1項に定める日看協代議員等は、定款第11条第1項に定める本会代議員を兼ねることができる。

4 本条以下の条項に定めのない日看協代議員等の選出及び選挙に関することは別に定める。

(日看協代議員の定数)

第24条 前条に定める日看協代議員の定数は、日看協定款細則の規定により、前々年度12月末日現在の正会員の中から、都道府県ごとの会員数に応じて決定された日看協代議員の数とする。

(保健師、助産師、看護師、准看護師の選出)

第25条 日看協代議員については、看護師2名、保健師、助産師、准看護師から各1名ずつは最低選出するものとする。これを超える日看協代議員については、職種を問わないものとする。

(役員、地区支部ごとの代議員数の算出)

第26条 日看協代議員は、役員10名以内(地区理事を除く)とし、これを超える代議員は地区支部ごとに会員数に応じて割当てるものとする。

2 前条における地区支部ごとの日看協代議員数の算出基準は別に定める。

(予備代議員についての準用)

第27条 前3条については、日看協の予備代議員について、これを準用する。

2 前項にかかわらず、転出等により日看協代議員等がいずれも欠ける場合に備えて、日看協の予備代議員は日看協代議員の数を超えて選出できるものとする。

(選挙権及び被選挙権者)

第28条 日看協代議員等の選挙権及び被選挙権を有する者は、選出の年の2月末日段階で正会員たる資格を有する者とする。

(日看協代議員等の立候補)

第 29 条 日看協代議員等になろうとする者は、その選出の期日の 60 日前までに、本会正会員 5 名以上の推薦を受け、別に定める書面により、選挙管理委員会へ立候補の届け出をしなければならない。

- 2 会員が他の正会員を日看協代議員等の候補者として推薦しようとするときは、前項の場合と同様、その旨を届け出なければならない。
- 3 本会の正会員で、日看協の役員となる者は、前項までにかかわらず、日看協代議員等になることができない。

(日看協代議員等の候補者の発表)

第 30 条 前条の規定により届け出のあった日看協代議員等の候補者について、選挙管理委員会は選挙の実施 30 日前までにホームページ等において発表しなければならない。

(無投票当選)

- 第 30 条の 2 第 29 条第 1 項における立候補の受付期間の後、前条の被選挙人が定数と同数又はそれを下回るときは、すべての被選挙人を無投票当選とすることができる。
- 2 前項においては、前条の候補者の発表を当選者の発表に代え、無投票当選であることを明示するものとする。
 - 3 選挙管理委員長は、前項の後に開催する本会通常総会において、当該選挙結果を報告するものとする。

(日看協予備代議員の選出方法)

第 31 条 日看協予備代議員を選出する場合には、次に掲げる事項も合わせて決定する。

- (1) 当該候補者が日看協の予備代議員である旨
- (2) 当該候補者を 1 名又は 2 名以上の特定の日看協代議員の補欠となる予備代議員として選出するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
- (3) 同一の日看協代議員（2 名以上の日看協代議員の補欠として選出した場合にあっては、当該 2 名以上の日看協代議員）につき 2 名以上の日看協予備代議員を選出するときは、当該予備代議員相互間の優先順位。

(任務)

- 第 32 条 日看協代議員は、日看協の総会に出席して、選挙権及び議決権を行使する。
- 2 前項の場合において、日看協代議員は、日看協の総会出席に当たり、本会の会員の意見を聴取して出席し、議決事項について本会の会員に報告するものとする。

(任期)

第 33 条 日看協代議員等の任期は、1 年とする。ただし、再選を妨げない。

第 11 章 本会代議員の選出

(本会代議員の設置と任務)

第 34 条 定款第 11 条第 1 項に基づき、本会に本会代議員を置く。

- 2 本会代議員は、本会の総会に出席し、議決権を行使する。
- 3 本会代議員は、本会の理念・目的を理解し、その任務を果たすものとする。

(本会代議員定数の配分)

第 35 条 定款第 11 条第 1 項に定める本会代議員の定数を、選挙区ごとに配分する。

- 2 本会代議員は、選挙区に配分する定数の 2 分の 1 ずつ改選する。
- 3 選挙区への配分の基準日は偶数年次（西暦）の 12 月末日とし、2 年ごとに配分数を見直すものとする。
- 4 前項により前回の選挙の時より配分数が減少した選挙区においては、改選後の本会代議員数が配分数を上回っても、その在任中に限り、配分数に超過人数を加えて本会代議員を置くことができる。
- 5 第 3 項により前回の選挙の時より配分数が増加した選挙区においては、改選後の本会代議員数が配分数を下回っても欠員は補充しないものとする。
- 6 本会代議員の所属地区支部が、その選出された選挙区外に変更となった場合でも、選出された選挙区の定数に含まれるものとする。

(本会代議員定数の配分基準)

第 36 条 選挙区ごとに配分する本会代議員数は、次の各号に基づいて算出する。

- (1) 各選挙区の正会員数を前条第 3 項の基準日における総正会員数で除し、総正会員数に対する選挙区ごとの正会員割合を算出する。この割合が整数でない場合は、小数第 3 位を四捨五入する。
- (2) 選挙区ごとの正会員割合に代議員定数を乗じ、選挙区ごとの代議員数（暫定値）を算出する。この暫定値が整数でない場合は、小数第 1 位を四捨五入する。
- (3) 前号の場合において、代議員数（暫定値）が奇数となる選挙区においては、当該選挙区の配分数を比較し、小数点以下の数値が最も大きい選挙区から順に 1 名ずつ加算し、偶数になるよう調整する。加算によって、代議員数が定数（220 名）を超える場合は、奇数となる選挙区の中で最も配

分数が多い選挙区から順に1名ずつ減ずる。

- 2 定款第5条第1項第1号ただし書に定める県外会員は、本会の主たる事務所のある選挙区に所属するものとする。
- 3 前項によりがたいときは、理事会の決議により配分数を調整することができる。
- 4 選挙区ごとの配分数は、ホームページ又は機関紙に掲載してこれを公表する。

(選挙権及び被選挙権者)

第37条 本会代議員の選挙権及び被選挙権を有する者は、選出の年の8月末日段階で正会員たる資格を有する者とする。

(本会代議員選挙の被選挙人)

第38条 本会代議員選挙の被選挙人となる者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 地区支部長からの推薦候補者
- (2) 当該選挙区における立候補者

2 前項の被選挙人については、別に定める。

(本会代議員の選挙の公示)

第39条 選挙管理委員会は、毎年8月末日に次の事項を正会員に公示する。ただし、やむを得ない事由があるときはホームページに告知を掲載し、公示日を変更することができる。

- (1) 選挙区ごとの本会代議員の配分数と改選数
- (2) 本会代議員の役割と候補者基準
- (3) 本会代議員の任期
- (4) 立候補の受付期間
- (5) 候補者の発表日
- (6) 投票開始日と締切日
- (7) その他必要と認めること

2 前項の公示は、ホームページ又は機関紙による。

3 第1項の公示日まで本会代議員に欠員が生じたときは、該当選挙区における本会代議員の欠員を補うための補欠選挙について公示することができる。補欠選挙における公示事項は、第1項に準ずる。

(候補者の発表)

第40条 本会代議員候補者の発表は、11月末日にホームページ又は機関紙に、次に掲げる事項を掲載してこれを行う。

- (1) 選挙区
- (2) 氏名
- (3) 職種

2 前項にかかわらず、天災等やむを得ない事由があるときはホームページに告知を掲載し、発表日を変更することができる。

(無投票当選)

第41条 第39条第1項第4号における立候補の受付期間の後、第38条の被選挙人が改選数と同数又はそれを下回るときは、当該選挙区にかかるすべての被選挙人を無投票当選とする。

2 前項においては、第40条第1項における候補者の発表を当選者の発表に代え、無投票当選であることを明示するものとする。

3 無投票当選の発表の後、選挙管理委員会は速やかに当選人に決定を通知するものとする。

(本会代議員の選挙)

第42条 前条第1項における被選挙人が改選数を上回るときは、当該選挙区において本会代議員の選挙を実施し、その公示は候補者の発表とともにこれを行う。

2 本会代議員選挙は、選挙人名簿に登録されている正会員の無記名投票により行い、選挙権は選挙人1名につき1個とする。

3 前項の投票は、郵送された所定の投票用紙による郵便投票とする。

4 定款及び定款細則に定めるもののほか、本会代議員の選任及び選挙に関する事項については別に定める。

(選挙人名簿の作成)

第43条 選挙管理委員会は、毎年8月末日時点における正会員名簿をもって、選挙区ごとに選挙人名簿を作成する。

2 前項の後に正会員が選挙区を移動しても、選挙人名簿に登録のある選挙区の選挙人とする。ただし、定款第8条、第9条及び第10条に掲げる事由により、会員資格を喪失した者はこの限りではない。

3 選挙管理委員会は、前2項に基づく選挙人名簿を定款第2条に定める主たる事務所に備え置き、会員の閲覧に供するものとする。

(選挙運動期間及び禁止事項)

第44条 本会代議員の候補者は、選挙運動を行うことができる。

2 選挙運動の期間は、候補者の発表日から選挙日の前日までとする。

3 選挙運動の禁止事項は、選挙及び選挙管理委員会に関する規程第8条の4及び第8条の5に準ずる。

(本会代議員の名簿)

第45条 ホームページに本会代議員の氏名及び選挙区のみを記載した名簿を掲載する。

2 前項の代議員名簿には、代議員としての権利義務を有するすべての者を掲載する。

(本会代議員の資格の喪失)

第46条 本会代議員の資格を喪失した者は、速やかに選挙管理委員会事務局に届け出なければならない。

(本会代議員の補欠選挙)

第47条 定款第11条の3で定める補欠選挙については別に定める。

(本会代議員の研修会)

第48条 本会は、本会代議員の任務等を説明するため、代議員研修会を開催することができる。

(本会代議員の費用弁償)

第49条 前条の代議員研修会及び本会の総会に出席した本会代議員に対し、費用弁償を支給する。
2 前項の費用弁償は、公益社団法人福岡県看護協会旅費規程(以下「旅費規程」という。)の適用を受ける委員の例による。ただし、旅費規程第16条第1項の規定を適用することができる。
3 前条の代議員研修会に出席した代議員の費用弁償について、前項ただし書の規定を適用する場合には、旅費規程第16条第1項の規定にかかわらず、旅費規程第15条第2項に定める旅行雑費を支給する。
4 第1項の費用弁償は、当該総会の概ね1か月後に、銀行振込により支給する。

第12章 日看協との関係

(法人会員)

第50条 本会は、日看協の法人会員になるものとする。

第13章 定款細則の変更

第51条 この定款細則の変更は、理事現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

附則(平成24年4月1日)

1 この定款細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則(平成24年6月23日)

1 この改正定款細則は、平成24年度通常総会で定款改正後から施行する。

附則(平成28年6月18日)

1 この改正定款細則は、平成28年度通常総会の定款改正承認の日から施行する。

附則

1 この改正定款細則は、平成28年7月7日から施行する。ただし、平成28年度会費については、改正前定款細則第6条第1項を適用する。

附則

1 この改正定款細則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

1 この改正定款細則は、平成30年6月30日から施行する。

附則

1 この改正定款細則は、平成31年3月19日から施行する。

附則(令和4年12月8日)

(施行期日)

第1条 この改正定款細則は、理事会の承認を得た日の翌日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 選挙管理委員の選出にかかる規定(第9条第1項) 令和5年1月1日
- 二 代議員制の選挙を定める規定(第9条第4項(ただし、日看協代議員等に限り、本条柱書のとおり施行)、第23条第3項、第35条第1項、第3項及び第6項、第36条第1項から第4項、第37条、第38条第1項及び第2項、第39条第1項から第3項、第40条第1項及び第2項、第41条第1項から第3項、第42条第1項から第4項、第43条第1項から第3項、第44条第1項から第3項、第46条、第47条) 最初の代議員選挙を行う年に開催される通常総会の日の翌日
- 三 代議員制にかかる規定(第8条第1項、第9条第2項、第17条、第21条第4項、第34条第1項から第3項、第35条第2項、第4項及び第5項、第45条第1項及び第2項、第48条第1項及び第2項、第49条第1項及び第2項) 最初の代議員選挙で選出された代議員の任期が開始する日

(最初の代議員研修会)

第2条 最初の代議員選挙が行われ、最初の代議員選挙で選出される代議員の任期が開始する前、本会は、本会代議員の任務等を説明する研修会を開催できる。この場合の費用弁償は第48条2項を準用する。

(経過措置)

第3条 第1条ただし書第1号の規定に関わらず、本改正細則施行前に選出された選挙管理委員については、選挙及び選挙管理委員会に関する規程第6条第4項に定める任期満了の日まで、なお従前の例による。

附 則

この定款細則は、令和6年7月4日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(別表1)

地区及び地区支部

| | | |
|-----|---------|---|
| 福岡 | 1 地区支部 | 福岡市東区 |
| | 2 地区支部 | 福岡市博多区 南区 |
| | 3 地区支部 | 福岡市中央区 |
| | 4 地区支部 | 福岡市城南区 早良区 |
| | 5 地区支部 | 福岡市西区 糸島市 |
| | 6 地区支部 | 古賀市 糟屋郡(新宮町、久山町、粕屋町、篠栗町、志免町、須恵町、宇美町) |
| | 7 地区支部 | 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市 |
| 北九州 | 8 地区支部 | 北九州市門司区 小倉北区 |
| | 9 地区支部 | 北九州市小倉南区 行橋市 豊前市 京都郡(みやこ町 荻田町) 築上郡(上毛町、吉富町、築上町) |
| | 10 地区支部 | 北九州市若松区 八幡東区 八幡西区 戸畑区 |
| | 11 地区支部 | 中間市 宗像市 福津市 遠賀郡(芦屋町、岡垣町、水巻町、遠賀町) |
| 筑豊 | 12 地区支部 | 飯塚市 嘉麻市 嘉徳郡(桂川町) 田川市 直方市 宮若市 鞍手郡(鞍手町、小竹町) 田川郡(香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、福智町、赤村) |
| 筑後 | 13 地区支部 | 久留米市 朝倉市 小郡市 うきは市 三井郡(大刀洗町) 朝倉郡(筑前町、東峰村) |
| | 14 地区支部 | 大川市 柳川市 筑後市 八女市 大牟田市 みやま市 三潞郡(大木町) 八女郡(広川町) |